

別表1 (第2条関係)

事業内容	原料生産力強化事業	気候変動対策事業	6次産業化体制整備事業
補助対象者	町内に住所を有し、かつ町内で営農する経営体	町内に住所を有する醸造免許取得者  (令和6年度の醸造量が50kl以下の者に限る)	
補助対象品目	ア. 支柱 イ. チェーン ウ. 針金 エ. 苗木用カバー オ. アンカー カ. 苗木支柱 キ. ターンバックル ク. クランプ ケ. グリップル コ. その他、町長が適当と認めるもの	ア. 防除ネット イ. 防雨フィルム ウ. アーチパイプ エ. リーフアーコンテナ オ. 農産物加工施設用空調設備 カ. 恒温貯蔵庫 キ. その他、町長が適当と認めるもの	ア. 醸造用タンク イ. 濾過機 ウ. 醸造用圧搾機 エ. 充填機 オ. 醸造用樽 カ. 打栓機 キ. 圧送ポンプ ク. ラベラー ケ. 除梗破碎機 コ. 洗瓶（リンサー） サ. その他、町長が適当と認めるもの
補助率	1/2以内 (補助上限100万円)  ただし、 <u>特定品種</u> のみを植栽する場合は2/3以内 (補助上限150万円)	1/2以内 (補助上限100万円)	1/2以内 (補助上限100万円)
補助要件	(1) 新植及び改植に用するもののみを対象とし令和7年度以降に植栽が完了すること。  (2) 令和8年1月末までに資材等の納入及び支払が完了し、翌年度までに資材等の設置が完了し、醸造用ぶどうの栽培面積の拡大を図れるものであること。	(1) 令和8年1月末までに機械等の納入及び支払が完了し、翌年度までに供用を開始すること。  (2) 整備によって農産物生産量又は果実酒若しくはリキュールの製造数量の維持が図れるものであること。	(1) 令和8年1月末までに機械等の納入及び支払が完了し、翌年度までに機械等設置を完了し、令和6年度実績からの製造数量の増加（果汁原料又は濃縮還元による増加を除く）を図ること。  (2) 総事業費が10万円以上であること。

\*特定品種：ピノノワール、ピノムニエ、カベルネフラン、メルロー、シラー、シャルドネ、リースリング、ソーヴィニヨンブラン、ピノグリ、ピノブラン、ゲヴュルツトラミナー